

4月から

# 18歳から「大人」

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳になることで、令和4年4月1日に18歳、19歳の方は新成人となります。  
制度が変わって新しくできるようになることや注意すべきことを理解して、トラブルに遭わないようにしましょう。 問文化生涯学習課 ☎481-7140



## 新しく18歳からできること

親の同意なしで契約を結ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●携帯電話</li> <li>●クレジットカード</li> <li>●カードローン</li> <li>●部屋の賃貸 など</li> </ul>
資格などを取る	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10年有効パスポート など</li> </ul>
結婚する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女ともに18歳に</li> </ul>

## 20歳までできないこと

(これまでと変わらないこと)

- 飲酒・喫煙
- 競輪・競馬・競艇・オートレースの投票券を買う
- 大型・中型自動車運転免許の取得
- 国民年金の納付



※選挙で投票する／平成28年に20歳から18歳へ引き下げられました

なぜ若者は、狙われる?

経験不足、知識不足、うまい話に弱い、強い押しに断り切れないから

## こんなトラブルに注意!

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意志で契約ができたり、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れるようになります。そのため、保護が無くなったばかりの高校・大学在学中などの新成人を狙う悪質な業者がいます。新成人をターゲットにした悪質商法によるトラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。



### 注意が必要な消費者トラブルの例

もうけ話	副業、情報商材、マルチ商法
美容関係	エステ、美容医療
定期購入	健康食品、化粧品
SNSがきっかけ	出会い系サイト、マッチングアプリ、デート商法
借金・クレジットカード	高額な借入れ、ショッピングのリボ払い
通信契約	スマートフォン、ネット回線 など

(参照:国民生活センター資料より)

### 事例1

SNSの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入した。頼んだ覚えのない2回目の発送連絡があり、4カ月分まとめて4万円の請求があった。



- 契約内容をしっかり確認する
- 解約条件をしっかり確認する
- 証拠を残すため事業者と連絡した記録を残す

### 事例2

先輩に「簡単にもうかる」と誘われて、暗号資産の投資をしたが、出金できなくなった。



- 怪しい話は、はっきり断る
- 投資には必ずリスクがある。価格が変動して損をする可能性もある

簡単に契約できるけど取り消せないんだね



契約や買い物は、しっかりと考えてから

## 困ったときは消費生活センターへ



【調布市消費生活センター】☎481-7034

電話相談／平日午前9時～正午・午後1時～3時30分、第2土曜日午前9時～正午  
来所相談(予約制)／平日午前9時～正午・午後1時～3時

※できるだけ電話相談のご利用を

おしえて!

## マイナンバー Q&A 80

- Q 引っ越しの際、マイナンバーカードについて注意することはありますか。
- A マイナンバーは引っ越ししても変わりません。しかし、転入先の市区町村窓口で転入届を提出する際に、本人による、マイナンバーカードの住所変更と、電子証明書(暗証番号)の設定の手続きが必要です。手続きが無い場合

は、マイナンバーカードが失効します。また、マイナンバーカードの申請中(カード受取前)に転出する場合は、転入先の市区町村窓口で転入届を提出した後に、改めてマイナンバーカードを申請してください。  
問マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178、  
調布市マイナンバーコールセンター ☎0570-00-7211  
※つながらない場合は ☎03-5427-3272 (企画経営課)

